

限度額適用認定証をご存知ですか？

限度額認定証とは？

70歳未満の方が、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関の窓口に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる制度です。
後日、高額療養費(払い戻し)の申請が不要となります。

申請の手続き方法は？

ご加入されている保険証の発行元に対し行ってください。

・国民健康保険	↳ 各市町村の国民健康保険	→ 各市役所・町・村役場
	↳ その他の国民健康保険	→ 各種保険組合
・社会保険	↳ 全国健康保険協会	→ 年金事務所
	↳ 組合・共済・自衛隊等	→ お勤め先の担当者にご相談ください

自己負担額はいくら？

入院される方の年齢や所得により区分されます。

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事負担額 (1食)
① 区分ア (標準報酬月額 83 万円以上の方)	$252,600 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 842,200 \text{ 円}) \times 1\%$	140,100 円	460 円
② 区分イ (標準報酬月額 53 万～79 万円の方)	$167,400 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$	93,000 円	
③ 区分ウ (標準報酬月額 28 万～50 万円の方)	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$	44,400 円	
④ 区分エ (標準報酬月額 26 万円以下の方)	57,600 円	44,400 円	
⑤ 区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400 円	24,600 円	210 円

※総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※多数該当とは、当該診療があった月を含め過去 12 ヶ月間に 4 回以上の高額療養費の支給を受ける場合のことを言います。

・月の1日から末日まで(1ヶ月)ごとの受診について計算します。

・一つの病院ごとに計算し、外来と入院は別計算となります。

・保険外負担分(差額ベッド料(個室代)、病衣洗濯代等)、入院時の食事負担額等は対象外となります。

実際にどれくらいの窓口負担になるの？

例 当院3階病棟入院 65歳 男 所得区分:「区分ウ」 限度額適用認定証の提示がある場合。
(1ヶ月間入院(30日) 総医療費100万円 食事負担額:1食460円 病衣代:1日70円)

自己負担限度額分

総支払額

$80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$
=87,430 円(区分ウの場合)

+

食事負担額: $460 \text{ 円} \times 3 \text{ 食分} \times 30 \text{ 日} = 41,400 \text{ 円}$
保険外負担分: $70 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 1,800 \text{ 円}$

=

130,630 円

(限度額適用認定証がない場合、負担額は 300,000 円(3割)と食費・保険外負担分の合計となります。後日、高額療養費の手続きが必要となります。)

70歳以上の方の医療費のご案内

70歳以上の方は、保険証と限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請が必要となります。

対象者	自己負担限度額(月額)		多数該当	食事負担額(1食)
	入院	外来		
区分ア (標準報酬月額 83万円以上の方)	252,600円＋ (総医療費－842,200円)×1%		140,100円	460円
区分イ (標準報酬月額 53万～79万円の方)	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1%		93,000円	460円
区分ウ (標準報酬月額 28万～50万円の方)	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1%		44,400円	460円
一般	57,600円	18,000円	44,400円	460円
区分Ⅱ	24,600円	8,000円	—	210円
区分Ⅰ	15,000円	8,000円	—	100円

- ・総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。
- ・多数該当とは、直近1年間における4回目以降の高額療養費の支給を受ける場合のことを言います。
- ・月の1日から末日まで(1ヶ月)ごとの受診について計算します。
- ・保険外負担分(個室代、病衣洗濯代等)、入院時の食事負担額等は対象外となります。

区分Ⅰ・Ⅱとなる方

区分Ⅱ…世帯全員が①市町村民税非課税者、又は②生活保護法の要保護者であって、

自己負担限度額・食事標準負担額の減額により保護が必要でなくなる方

区分Ⅰ…世帯員全員が「低所得者Ⅱ」に該当し、さらにその世帯所得が一定基準以下の方

申請の手続き方法は？

75歳以上の方

・後期高齢者医療保険証 → 各市役所・町・村役場

70歳～74歳の方

・国民健康保険	各市町村の国民健康保険 その他の国民健康保険	→	各市役所・町・村役場
		→	各種保険組合
・社会保険	全国健康保険組合 組合・共済・自衛隊等	→	年金事務所
		→	お勤め先の担当者にご相談ください

※ 詳しくは、事務員までお問い合わせください。

医療法人社団shindo 整形外科進藤病院